



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う結婚休暇の一時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大によって、日本を含め、諸外国で入国制限や入国後の行動制限措置がとられており、海外への渡航に大きな制限が出ています。これにより、結婚休暇を取得しても、旅行等ができない恐れがあります。

社員の不安を和らげ、より安心して働ける環境を整えるための一時的な措置として、今回の措置をおこなうとなりました。

【結婚休暇】

結婚する場合 結婚の日以降1年以内において5日以内

【当面の取扱い】

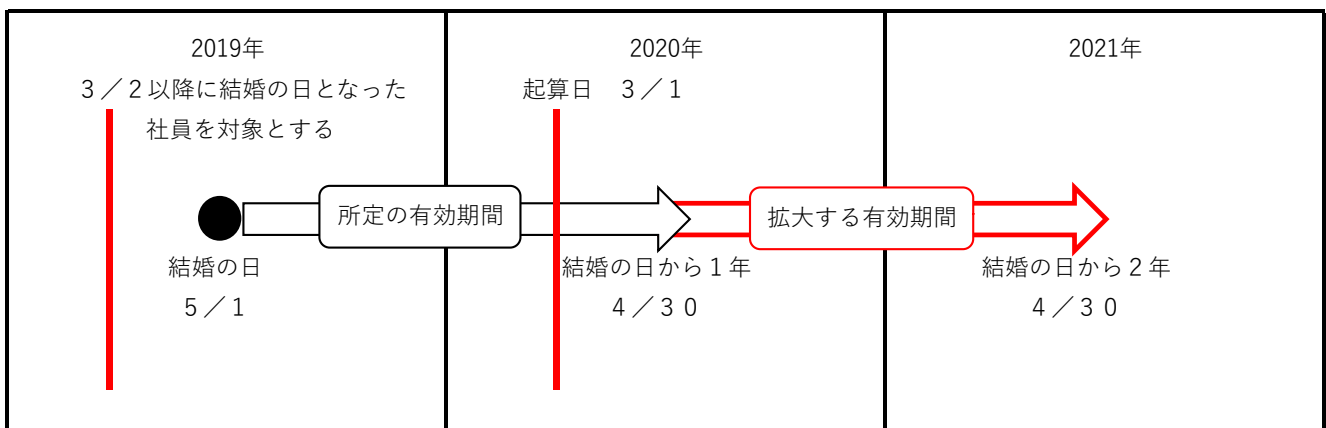
結婚の日以降1年以内において5日以内

ただし、結婚の日が2019年3月2日以降の場合は、会社が別途連絡するまでの間、結婚の日以降2年以内において5日以内とすることができる

※2020年3月1日を起点として、1年を遡るため、2019年3月2日以降となる。

- この取扱いは当分の間続ける。

結婚休暇が取得できる期間のイメージ



安心して働ける職場環境をつくらそう！！